

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式
- 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
燃焼試験装置整備作業	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁艦艇装備研究所 (目黒地区)	令和9年3月26日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和8年10月29日（木） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）
- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑦ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効
- 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無
- 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
- 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年10月28日（水）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。

また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年10月23日（金）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の2日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

参考見積書は、令和8年10月14日（水）までに提出するものとする。

⑥

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

入札及び契約心得（地方調達）10.8に該当し、入札及び契約心得（地方調達）

10.6に該当する場合は「生産性向上推進制度に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7062）

品 件 名	燃焼試験装置整備作業	仕様書番号	SE-08-1-D-0086
		作成年月日	令和 8 年 9 月 1 6 日
		作成部課名	防衛装備庁艦艇装備研究所 艦艇・ステルス技術研究部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、燃焼試験装置整備作業（以下、「本作業」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書提出時における最新版とする。なお、引用文書とこの仕様書の内容が異なる場合は、法令等を除き、この仕様書が優先するものとする。

1.2.1 規格

- （１）J L P A 基準（一般社団法人日本エルピーガスプラント協会）
- （２）日本産業規格（J I S）
- （３）高圧ガス保安協会規格（K H K S）

1.2.2 法令等

- （１）高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）
- （２）消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）
- （３）横須賀市火災予防条例（昭和 4 8 年条例第 4 6 号）

2. 役務に関する要求

2.1 役務の概要

本作業は、防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）動力試験室に設置されている、燃焼試験装置の整備を行うものである。

2.2 役務作業の注意事項

（１）関係法令等の遵守

本作業の実施にあたっては、高圧ガス保安法、消防法、横須賀市火災予防条例等の関係法令等を遵守した作業を実施すること。

(2) 火気及び電動工具の使用制限

火気及び電動工具を使用する場合、LPG ボンベ、LPG 配管等のLP ガスが内在する機器から高圧ガス保安法で定める距離を離隔すること。

(3) LPG ボンベ、LPG 配管等の一時移動

本作業の実施に支障となる場合、事前に仮置場所及び固定方法について官と調整を行ったうえで、LPG ボンベ、LPG 配管等を一時移動することができる。

(4) 高所作業時の注意

本作業の実施にあたり、高所作業を実施する際には作業床を設置し、作業床の端部等に手すり等を設置できない場合は、墜落制止用器具を使用すること。ただし、一時的かつ短時間の作業の場合は、墜落制止用器具のみを使用することで作業可能とする。

(5) 可燃性高圧ガス取扱に関する安全対策

本作業は可燃性高圧ガスを取扱う設備の整備を行うため、作業に当たっては以下に示すいずれかの資格を有する者に監督または作業をさせるものとする。また、可燃性高圧ガスを取扱う際は、作業の実施前に官に連絡し、了解を得た後に作業を行うものとする。

- ア 高圧ガス製造保安責任者（甲種化学）
- イ 高圧ガス製造保安責任者（甲種機械）
- ウ 高圧ガス製造保安責任者（乙種化学）
- エ 高圧ガス製造保安責任者（乙種機械）

(6) 防錆対策の実施

本仕様書で材質を規定している場合を除き、使用する部品は塩害を考慮し、努めてステンレス等の防錆能力の高い材料を選定すること。これによることが困難な場合は塗装等の方法により防錆対策を実施するものとする。

2.3 役務内容

(1) 燃焼試験装置部品交換

燃焼試験装置のうち

表1に示す部品を交換する。交換にあたっては、JLPA基準303「防消火設備等基準」及びJLPA基準304「防消火設備等維持基準」を遵守して行うこと。

なお、

表1の燃焼試験装置交換対象部品は、2.3項（4）に示す方法で交換後の検査を実施する。

表 1 燃焼試験装置交換対象部品

番号	項目	型番等	備考
1	ボールバルブ	交換箇所：付図 1 のとおり 規格及び数量： (株) 宮入バルブ製作所製 DB-280 2 個 または、備考を満足する相当品。	・レバーハンドル型、呼び径 25A、耐圧 2MPa 以上、LPG 対応、入口及び出口接続 JIS 20K 25A フランジ、帯電防止処置、防錆塗装
2	Y 型ストレーナ	交換箇所：付図 1 のとおり 規格及び数量： (株) 宮入バルブ製作所製 DF-510 1 個 または、備考を満足する相当品。	・呼び径 25A、耐圧 2MPa 以上、LPG 対応、入口及び出口接続 JIS 20K 25A フランジ、帯電防止処置、防錆塗装

(2) 燃焼試験装置部品補強

燃焼試験装置のうち表 2 に示す部品を補強する。補強にあたっては、J L P A 基準 3 0 3 「防消火設備等基準」及び J L P A 基準 3 0 4 「防消火設備等維持基準」を遵守して行うこと。

表 2 燃焼試験装置補強対象部品

番号	項目	規格等	備考
1	容器架台	補強箇所：付図 1 のとおり 規格及び数量： 鉄筋コンクリート製 付図 2 のように現状の架台の鉄筋コンクリート部の周囲に 50mm 程度ずつ新たな鉄筋コンクリートを追加し補強する。 2 組	・鉄筋コンクリート部に付いている配管架台は補強前に一度取り外し、補強後に再度取り付けること。 ・補強箇所等の寸法の詳細は現場合わせとする。

(3) 波板屋根の調整

付図 1 及び付図 3 に示す波板屋根の建屋（動力試験室）側から 50mm 程度の幅で切除し、波板屋根に降った雨水等が雨樋に効率よく流れ込むように調整する。切除する寸法の詳細は現場合わせとする。

(4) L P G を使用する設備の点検

燃焼試験装置の L P G を使用する設備に関して、表 3 に示す点検を、高圧ガス保安法、高圧ガス保安協会規格及び J L P A 基準に規定する方法で行う。

表 3 L P G を使用する設備の点検項目

番号	項目	点検項目・点検方法
1	圧力計検査	重錘試験等の方法で圧力計誤差の検査を行う。
2	接地抵抗計測	L P G ボンベ架台の接地抵抗を計測する。
3	安全弁確認	規定の圧力で作動確認する。 安全弁設定圧力：1.77MPa
4	気密検査	液相側配管、気相側配管及び中圧部配管の各部の気密を確認する。 検査圧力：1.77MPa（中圧部以外） 0.15±0.01MPa（中圧部） 使用ガス：窒素ガスまたはL P ガス 保持時間：15分以上（中圧部以外） 60分以上（中圧部） その他：中圧部の検査は計測値をチャートに記録し作業報告書に記載すること。
5	肉厚検査	非破壊検査により、液相側配管 2 点、気相側配管 2 点及び中圧部配管 1 点の肉厚測定を行う。
6	ポンプ作動検査	付図 4 に示す散水ポンプを外部電源に接続しない状態で 5 分以上作動させ、L P G ボンベ上方からの散水を確認する。使用した燃料は契約相手方が補充するものとする。
7	L P G 漏れ警報器確認	テストガス等を使用して、付図 4 に示す L P G 漏れ警報器及び L P G センサの作動確認を行う。

2.4 作業報告書

契約相手方は、2.3項及び2.5項の作業内容をまとめて4.1項の規定のとおり提出する。

2.5 不具合発見時の対処

点検中に発見した不具合については、速やかに官に報告し、作業報告書に記載するものとする。

2.6 作業器材

作業に必要な器材等は、契約相手方が準備するものとする。

2.7 役務対象物品

役務対象物品は、表 4 のとおりとする。

表 4 役務対象物品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所
1	燃焼試験装置	1 式	契約後、速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所 (久里浜地区)	納期まで	防衛装備庁 艦艇装備研究所 (久里浜地区)

2.8 役務実施場所

役務実施場所は、防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）とする。

3. 検査

2.3項について作業報告書により検査を実施する。

4. その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は表 5 のとおりとする。

表 5 提出書類

番号	名 称	数量	提出時期	提出場所	備考
1	作業 報告書	1 部	検査 実施前	防衛装備庁 艦艇装備研究所 （目黒地区）	・電子データ（メール添付）提出とする。 ・原則として A 4 縦方向横書き。 ・記録方式は Microsoft 社製 word、excel 又は powerpoint を基本とする。

4.2 官側の支援

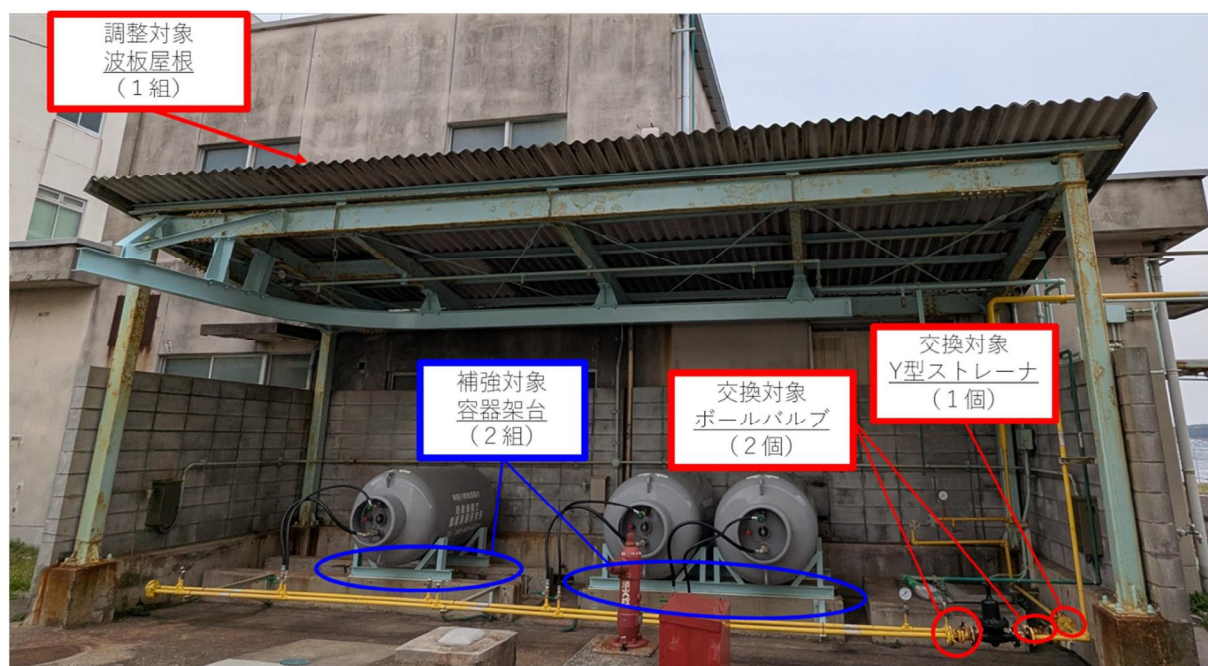
契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4.3 発生材の処置

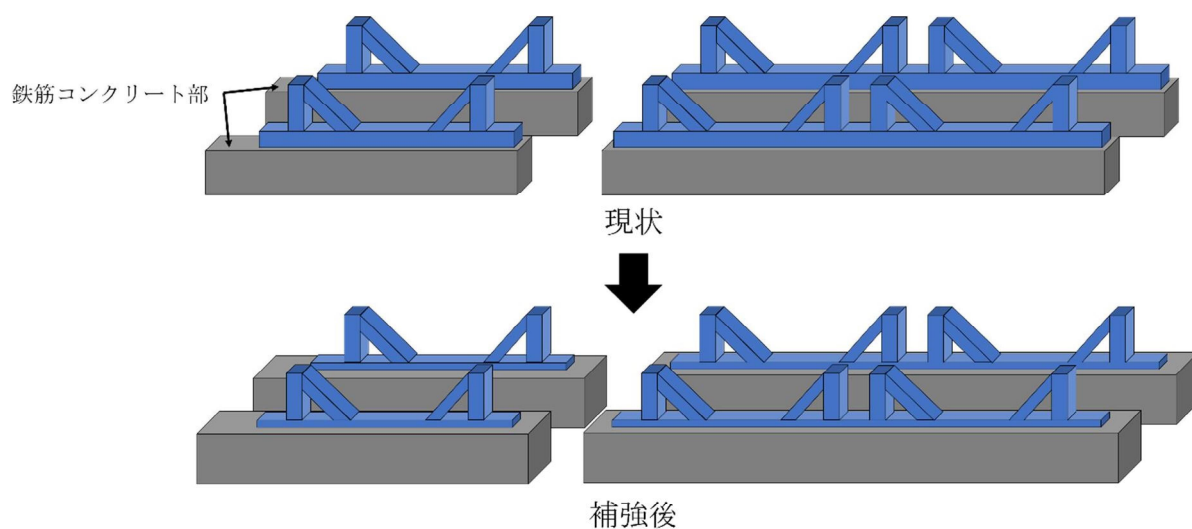
本作業で生じた発生材は、官と調整のうえ、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4.4 その他

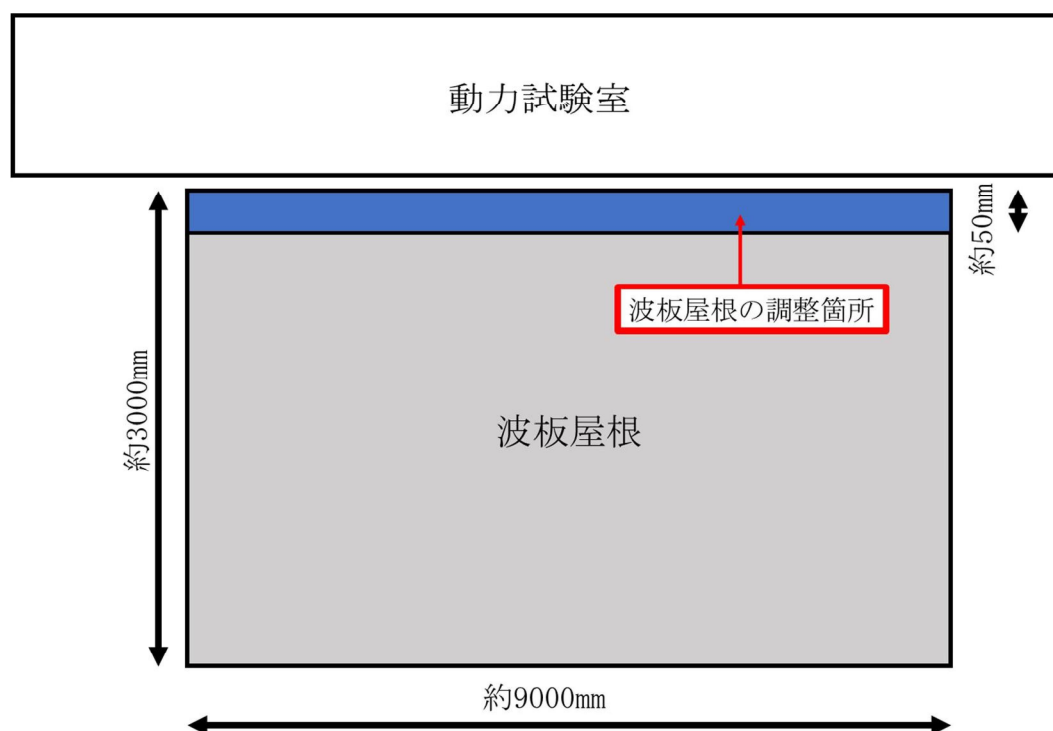
- （１）契約相手方は、本作業の実施にあたり、あらかじめ安全管理及び養生等、十分な処置を講じるものとし、不可抗力以外で物品や施設に損傷を与えた場合は速やかに原状に戻さなければならない。
- （２）この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- （３）入札前に現地確認を希望する場合は、確認希望日の 2 日前までに官と調整し日程を決定するものとする。



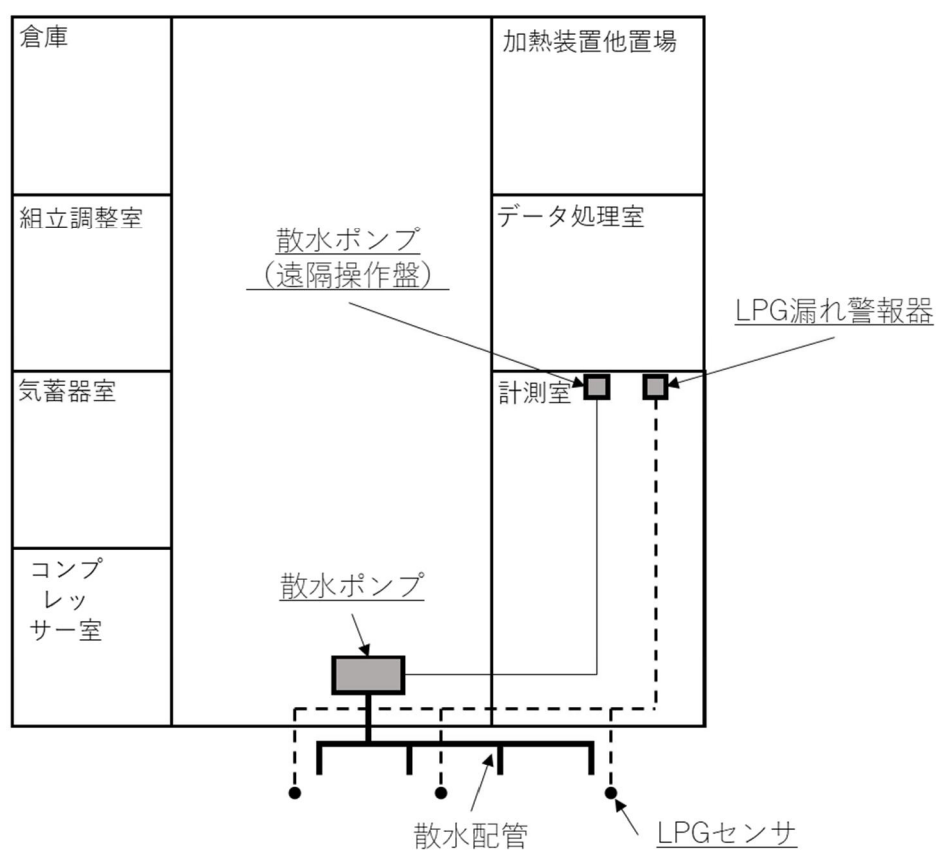
付図 1 燃焼試験装置部品交換の範囲及び部品補強の範囲



付図 2 燃焼試験装置部品補強の概要



付図 3 波板屋根の調整箇所



付図 4 散水ポンプ及びLPG漏れ警報器

公 告	番 号	公告第62号
	年 月 日	令和8年9月24日

入札書

令和8年10月29日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
社 名
代 表 者 名

担 当 者 名
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり入札します。

金 額 ￥	納 地	防衛装備庁艦艇装備研究所 (目黒地区)		
	履行期限	令和9年3月26日		
	業者コード			
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
燃焼試験装置整備作業		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、公告番号、公告年月日
- 2 入札日時
- 3 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

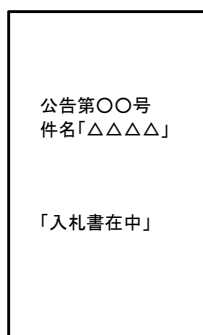
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

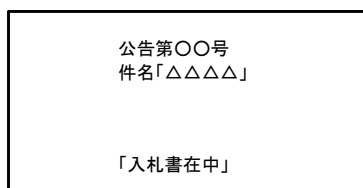
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

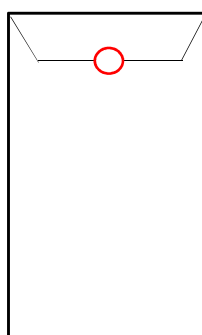
内封筒(表)
長3程度



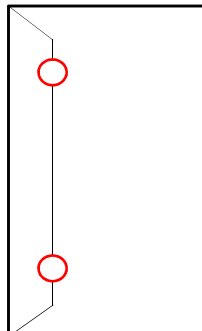
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

